

A

令和 6年11月22日提出

第4回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 122 号議案	令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 123 号議案	令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 124 号議案	令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 125 号議案	令和 6 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 126 号議案	令和 6 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 127 号議案	令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 128 号議案	令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 129 号議案	令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 130 号議案	令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 131 号議案	令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 132 号議案	令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 133 号議案	浜松市事務分掌条例の一部改正について	5
第 134 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について	8
第 135 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	11
第 136 号議案	浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正について	14
第 137 号議案	浜松市墓園・墓地条例及び浜松市立学校給食センター条例の 一部改正について	24
第 138 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	26
第 139 号議案	浜松市立図書館条例の一部改正について	38
第 140 号議案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	40
第 141 号議案	浜松市総合計画基本計画について	別冊
第 142 号議案	当せん金付証票の発売について	41
第 143 号議案	浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約締結について	42

第 144 号議案	第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業 に関する契約の一部変更について	43
第 145 号議案	工事請負契約締結について (浜松市勤労福祉センター大規模改修工事 (建築工事))	44
第 146 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立西部中学校校舎改築工事 (外構整備工事))	45
第 147 号議案	物品購入契約締結について (非常用保存食 (アルファ化米))	46
第 148 号議案	指定管理者の指定について (浜松市なゆた・浜北)	47
第 149 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北文化センター、浜松市・市民ミュージアム浜北)	48
第 150 号議案	指定管理者の指定について (浜松市引佐総合体育館ほか 4 施設)	49
第 151 号議案	指定管理者の指定について (浜松アリーナ)	50
第 152 号議案	指定管理者の指定について (浜松市勤労福祉センター)	51
第 153 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北斎場)	52
第 154 号議案	指定管理者の指定について (浜松市渚園、浜松市渚園駐車場)	53
第 155 号議案	指定管理者の指定について (浜松市気賀関所、奥浜名湖田園空間博物館総合案内所)	54
第 156 号議案	指定管理者の指定について (浜松城公園)	55
第 157 号議案	指定管理者の指定について (和地山公園ほか 4 施設)	56
第 158 号議案	指定管理者の指定について (佐鳴湖公園)	57
第 159 号議案	指定管理者の指定について (都田総合公園)	58

第 160 号議案	指定管理者の指定について (浜松市駐車場)	59
第 161 号議案	指定管理者の指定について (浜松市かわな野外活動センター)	60
第 162 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立中央図書館駅前分室、浜松市立南図書館)	61
第 163 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立城北図書館)	62
第 164 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立西図書館)	63
第 165 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立東図書館)	64
第 166 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立南陽図書館)	65
第 167 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立流通元町図書館)	66
第 168 号議案	指定管理者の指定について (浜松市秋野不矩美術館)	67
第 169 号議案	工事請負契約締結について (アクトシティ浜松Dゾーン改修工事(建築工事))	68
第 170 号議案	工事請負契約締結について (アクトシティ浜松Dゾーン改修工事(電気設備工事))	69
第 171 号議案	工事請負契約締結について (アクトシティ浜松Dゾーン改修工事(機械設備工事))	70
報 第 26 号	専決処分の報告	71
監報第 18 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 19 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 133 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市事務分掌条例の一部改正について

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例

浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設置する市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課 (略)</p> <p>企画調整部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 首都圏における市政に関する事項</u></p> <p><u>(3) 広聴及び広報に関する事項</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>デジタル・スマートシティ推進部</u></p> <p><u>デジタル社会の形成に関する事項</u></p> <p>総務部</p> <p><u>(1) 儀式及び秘書に関する事項</u></p> <p><u>(2)～(8) (略)</u></p> <p>財務部～環境部 (略)</p> <p>産業部</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(部等の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設置する市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課 (略)</p> <p><u>市長公室</u></p> <p><u>(1) 儀式及び秘書に関する事項</u></p> <p><u>(2) 特定政策の企画立案及び調整に関する事項</u></p> <p><u>(3) 広聴及び広報に関する事項</u></p> <p><u>(4) 首都圏における市政に関する事項</u></p> <p>企画調整部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) デジタル社会の形成に関する事項</u></p> <p>総務部</p> <p><u>(1)～(7) (略)</u></p> <p>財務部～環境部 (略)</p> <p>産業部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) カーボンニュートラルに関する事項</u></p>

(6)～(8) (略)

都市整備部・土木部 (略)

(部等の内部組織等)

第3条 この条例に定めるもののほか、第1条に規定する部及び課並びに前条に規定する事業本部の内部組織、その分掌する事務その他必要な事項は、市長が定める。

(7)～(9) (略)

都市整備部・土木部 (略)

(部等の内部組織等)

第3条 この条例に定めるもののほか、第1条に規定する部、公室及び課並びに前条に規定する事業本部の内部組織、その分掌する事務その他必要な事項は、市長が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 134 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合においては100分の249.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合においては100分の249.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第 135 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に100分の239.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の239.25、12月に支給する場合には100分の249.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に、6月に支給する場合においては100分の239.25、12月に支給する場合には100分の249.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に100分の244.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第 136 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例

(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職にあっては採用の日から15年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>41万5,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職にあっては採用の日から15年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に</p>

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあって

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,000円とする。

4 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあって

<p>は、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>は、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600	円 465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				

	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400	386,600					
	95		299,700	347,800	387,000					
	96		300,100	348,200	387,400					
	97		300,300	348,400	387,700					
	98		300,600	348,800	388,200					
	99		301,000	349,200	388,600					
	100		301,400	349,500	389,000					
	101		301,600	349,800	389,300					
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100

10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
22	357,100	420,500	464,100	524,000	
23	360,200	422,000	465,900	525,800	
24	363,200	423,500	467,700	527,600	
25	366,200	424,900	469,500	529,200	
26	368,500	426,400	471,300	531,000	
27	370,800	427,900	473,100	532,800	
28	373,000	429,300	474,900	534,600	
29	374,900	430,700	476,700	536,200	
30	376,600	432,200	478,500	538,000	
31	378,300	433,700	480,300	539,800	
32	380,100	435,100	482,100	541,500	
33	381,900	436,500	483,900	543,100	
34	383,700	438,000	485,800	544,900	
35	385,300	439,500	487,700	546,600	
36	386,700	440,900	489,600	548,300	
37	388,100	442,300	491,500	549,800	
38	389,600	443,700	493,200	551,400	
39	391,100	445,100	495,000	552,800	
40	392,600	446,500	496,800	554,400	
41	394,100	447,900	498,400	555,900	
42	394,800	449,300	500,200	557,300	
43	395,400	450,700	502,000	558,700	
44	396,100	452,100	503,600	560,000	
45	397,000	453,500	505,000	561,200	
46	397,600	454,900	506,700	562,200	
47	398,200	456,300	508,500	563,200	
48	398,800	457,700	510,200	564,200	
49	399,400	459,100	511,700	565,200	
50	399,900	460,800	513,000	566,100	
51	400,400	462,400	514,300	567,000	
52	400,900	464,000	515,600	567,900	
53	401,400	465,600	516,600	568,700	
54	401,800	466,800	517,900	569,600	
55	402,200	468,000	519,200	570,500	
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		

	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100</u>

分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年浜松市条例第37号)の一

部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(医療保健業務手当)</p> <p>第5条 医療保健業務手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師が<u>医療に関する業務</u>に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務月額 <u>159,100円(主として診療業務に従事したときは、216,000円)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(医療保健業務手当)</p> <p>第5条 医療保健業務手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師が<u>主として診療業務</u>に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務月額 <u>216,000円</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 137 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市墓園・墓地条例及び浜松市立学校給食センター条例の一部改正について

浜松市墓園・墓地条例及び浜松市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市墓園・墓地条例及び浜松市立学校給食センター条例の一部を改正する
 条例

(浜松市墓園・墓地条例の一部改正)

第1条 浜松市墓園・墓地条例(昭和57年浜松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 墓園等の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 墓園等の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明2065番	浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明3034番地の4

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立学校給食センター条例の一部改正)

第2条 浜松市立学校給食センター条例(平成17年浜松市条例第180号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 学校給食センター(以下「センター」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学校給食センター(以下「センター」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市天竜学校給食センター	浜松市天竜区船明1136番地	浜松市天竜学校給食センター	浜松市天竜区船明3057番地の10
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 138 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が行政職給料表の8級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員（以下「行政職8級相当職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>1万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が行政職給料表の8級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員（以下「行政職8級相当職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」</p>

<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	461,800
51	274,800	311,300	376,200	395,900	462,300	

52	275,500	313,000	377,400	397,100	462,800
53	276,300	314,300	378,500	398,300	463,300
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	
62	282,900	330,200	389,100	408,600	
63	283,600	332,000	390,100	409,900	
64	284,200	333,700	391,200	411,100	
65	284,900	335,400	392,000	412,300	
66	285,600	336,700	393,100	413,400	
67	286,300	338,000	394,100	414,500	
68	287,000	339,300	395,100	415,600	
69	287,700	340,800	396,200	416,600	
70	288,500	342,300	397,200	417,800	
71	289,200	343,800	398,300	419,000	
72	289,900	345,300	399,400	420,200	
73	290,400	346,700	400,400	420,800	
74	291,100	348,200	401,500	421,600	
75	291,800	349,700	402,600	422,300	
76	292,400	351,200	403,600	422,800	
77	293,000	352,600	404,500	423,100	
78	293,700	354,100	405,400	423,400	
79	294,300	355,600	406,400	423,800	
80	294,900	357,100	407,400	424,200	
81	295,500	358,500	408,200	424,500	
82	296,100	359,800	409,000	424,900	
83	296,700	361,100	409,700	425,200	
84	297,300	362,300	410,500	425,500	
85	297,800	363,500	411,200	425,800	
86	298,300	364,700	411,800	426,200	
87	298,800	365,900	412,500	426,500	
88	299,300	367,000	413,200	426,800	
89	299,700	368,100	413,800	427,100	
90	300,300	369,200	414,500	427,400	
91	300,800	370,300	415,000	427,700	
92	301,300	371,400	415,600	427,900	
93	301,600	372,500	416,000	428,100	
94	302,100	373,700	416,400	428,400	
95	302,600	374,800	416,700	428,700	
96	303,000	375,900	417,000	428,900	
97	303,400	376,900	417,200	429,100	
98	303,900	377,900	417,500	429,400	
99	304,400	378,800	417,800	429,700	
100	304,800	379,700	418,000	429,900	
101	305,200	380,500	418,200	430,100	
102	305,600	381,500	418,500	430,400	
103	306,000	382,400	418,800	430,700	
104	306,300	383,300	419,000	430,900	
105	306,500	384,100	419,200	431,100	

106	306,800	385,000	419,500
107	307,100	385,900	419,800
108	307,300	386,800	420,000
109	307,500	387,600	420,200
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	
141		406,700	
142		407,000	
143		407,300	
144		407,600	
145		407,800	
146		408,100	
147		408,400	
148		408,600	
149		408,800	
150		409,100	
151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	
156		410,600	
157		410,800	
158		411,100	
159		411,400	

	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
27	249,400	290,400	391,200	469,000	

28	250,600	292,200	392,700	470,500
29	251,700	294,000	394,100	472,000
30	252,900	295,900	395,600	473,300
31	254,100	297,700	397,100	474,600
32	255,300	299,400	398,600	475,900
33	256,400	301,100	400,000	477,100
34	257,700	302,900	401,600	477,800
35	259,000	304,600	403,200	478,500
36	260,300	306,200	404,700	479,200
37	261,700	307,800	405,900	479,800
38	263,100	309,500	407,300	480,500
39	264,400	311,300	408,700	481,200
40	265,700	313,000	410,000	481,900
41	267,000	314,300	411,600	482,500
42	268,000	316,200	413,000	483,200
43	269,000	318,000	414,300	483,900
44	269,900	319,700	415,700	484,600
45	270,600	321,400	417,100	485,200
46	271,400	323,300	418,400	485,900
47	272,200	325,000	419,900	486,600
48	273,000	326,700	421,400	487,300
49	273,800	328,400	423,000	487,900
50	274,600	330,200	424,400	488,600
51	275,300	332,000	426,000	489,300
52	276,100	333,700	427,500	490,000
53	276,900	335,400	429,200	490,600
54	277,700	336,700	430,700	
55	278,500	338,000	432,300	
56	279,300	339,300	433,900	
57	280,000	340,800	435,400	
58	280,600	342,400	436,900	
59	281,400	343,900	438,100	
60	282,300	345,500	439,300	
61	283,100	347,000	440,500	
62	283,700	348,600	441,800	
63	284,500	350,200	443,000	
64	285,200	351,700	444,200	
65	286,200	353,200	445,300	
66	287,000	354,800	446,500	
67	287,800	356,400	447,700	
68	288,500	357,900	448,900	
69	289,200	359,400	450,100	
70	290,000	361,000	451,300	
71	290,800	362,600	452,500	
72	291,500	364,100	453,700	
73	292,200	365,600	454,800	
74	292,900	367,200	455,400	
75	293,600	368,800	455,900	
76	294,200	370,300	456,400	
77	294,800	371,800	456,900	
78	295,500	373,200	457,500	
79	296,200	374,600	458,000	
80	296,800	375,900	458,500	
81	297,400	377,200	459,000	

82	298,100	378,600	459,600
83	298,800	380,000	460,100
84	299,500	381,300	460,600
85	300,200	382,400	461,100
86	301,000	383,800	
87	301,700	385,100	
88	302,400	386,400	
89	303,100	387,600	
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	
94	306,900	393,500	
95	307,700	394,700	
96	308,500	395,900	
97	309,200	397,300	
98	310,000	398,300	
99	310,800	399,300	
100	311,500	400,300	
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	

	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
	154	333,400			
	155	333,700			
	156	334,000			
	157	334,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

5 1. 2 5 を乗じて得た額の総額	
3 ~ 6 (略)	3 ~ 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 139 号 議 案

令和 6年11月22日 提 出

浜松市立図書館条例の一部改正について

浜松市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立図書館条例の一部を改正する条例

浜松市立図書館条例（昭和49年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浜松市立西図書館	浜松市中央区西伊場町52番17号	浜松市立西図書館	浜松市中央区西伊場町77番8号
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、次のように静岡地方税滞納整理機構規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

第 142 号 議 案

令和 6年11月22日提 出

当せん金付証券の発売について

令和7年度における当せん金付証券の発売に関し、次のように定めることについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

令和7年度当せん金付証券発売の限度額は、68億円とする。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約締結について

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契約の内容 浜松市立小中学校特別教室の空調設置における設計・施工及び維持管理業務
- 2 契約の種類 W T O一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約の相手方 所在地 浜松市中央区池町220番地の4
名 称 浜松まなびや空調株式会社
代表取締役 加藤 昌史
- 4 契約の期間 事業契約締結の日から令和21年3月31日まで
- 5 契約金額 8, 9 3 2, 0 0 0, 0 0 0 円

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBi0）運営維持管理事業に関する
 契約の一部変更について

次のとおり第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBi0）運営維持管理事業契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

（令和6年2月27日 第23号議案 原案可決）

事業の名称	事業の概要	区分	事項
第2期古橋廣之進 記念浜松市総合 水泳場（ToBi0） 運営維持管理事 業	古橋廣之進記念浜松市総合 水泳場（ToBi0）の施設の設 計・改修及び運営	変更前	契約金額 9,708,966,551円
		変更後	契約金額 9,802,895,551円

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市勤労福祉センター大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事 ・改良保全工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 	742,500,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式）	浜松市中央区新津町197番地 常盤工業株式会社 代表取締役 市川 浩透

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡り廊下新設 ・ グラウンド整備 ・ テニスコート整備 ・ 敷地内段差擁壁整備 ・ 駐車場整備等 ・ 上記に伴う電気設備、機械設備工事 一式 	756,800,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区 渡瀬町1000番地の1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
非常用保存食（アルファ化米）	<ul style="list-style-type: none"> ・白飯 ・わかめご飯 ・五目ご飯 計 5,749箱 (287,450食分)	66,894,034円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区 神田町404番地3号 ミドリ安全浜松株 式会社 代表取締役 多々良 仁志

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市なゆた・浜北

- 2 指定管理者 所在地 浜松市浜名区貴布祢3000番地
名 称 株式会社なゆた浜北
代表取締役 長田 繁喜

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北文化センター
浜松市・市民ミュージアム浜北
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市引佐総合体育館
浜松市細江総合体育センター
浜松市細江総合グラウンド
浜松市奥山体育センター
引佐総合公園
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町708番地の1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松アリーナ

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市中央区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市中央区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 浜松市中央区中島一丁目35番16号
株式会社ステージ・ループ
代表取締役 今田 晴義

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市勤労福祉センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町708番地の1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北斎場

- 2 指定管理者 所在地 三重県四日市市朝日町1番4号
名 称 イージス・グループ有限責任事業組合
職務執行者 齋藤 孝宏

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市渚園
浜松市渚園駐車場
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町708番地の1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市気賀関所
奥浜名湖田園空間博物館総合案内所
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町169番地
名 称 株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松城公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町541番地の20
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 和地山公園
高丘公園
船越公園
相生公園
浜松市高丘緑地

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区常盤町132番地の18
名 称 ビル保善・公園緑地協会グループ
代表者 浜松市中央区常盤町132番地の18
中部ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司
構成員 浜松市中央区上島三丁目27番12号
一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 佐鳴湖公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 都田総合公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市駐車場

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町541番地の20
名 称 t e a m AMPM
代表者 浜松市中央区丸塚町541番地の20
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘
構成員 浜松市中央区中央一丁目2番1号
一般財団法人浜松まちづくり公社
理事長 中西 利充

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市かわな野外活動センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立中央図書館駅前分室
浜松市立南図書館
- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立城北図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 TRC・遠鉄アシスト共同事業体
代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
構成員 浜松市中央区丸塚町541番地の20
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立西図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

- 3 指定の期間 令和7年6月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立東図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立南陽図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立流通元町図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 T R C ・遠鉄アシスト共同事業体
代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
構成員 浜松市中央区丸塚町541番地の20
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市秋野不矩美術館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
アクトシティ浜松Dゾーン改修工事(建築工事)	改修工事に伴う建築工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・建具改修 ・地下駐車場改修 ・サイン改修 他 	475,200,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区 神田町1522番地 株式会社鈴木組 代表取締役 杉浦 要一

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
アクトシティ浜松Dゾーン改修工事（電気設備工事）	改修工事に伴う電気設備工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・電灯設備改修 ・受変電設備改修 ・映像・音響設備改修 ・火災報知設備改修 他 	395,780,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区植松町1467番地の5 株式会社前島電気工業社 代表取締役社長 前嶋 純

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
アクトシティ浜松Dゾーン改修工事（機械設備工事）	改修工事に伴う機械設備工事一式 ・空調換気設備改修 ・給排水衛生設備改修 他	660,000,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式） 後の随意契約	つぼい・ハマネン特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中央区 三方原町874番地の5 つぼい工業株式会社 代表取締役 坪井 啓隼 〈その他の構成員〉 浜松市中央区 入野町619番地の4 株式会社ハマネン設備センター 代表取締役 山本 英明

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
40	令和6年 9月10日	和 解 725,844円	東京都中央区 日本橋人形町二丁目 14番10号 株式会社UNIMOB 代表取締役 殿村悠吾	令和6年 4月7日	浜松市浜名区 四大地9番地の555 地先 物損事故
		和 解 618,117円	東京都足立区 堀之内一丁目17番4号 DOUBLE株式会社 代表取締役 神谷正晴		
事故の状況		午後8時00分頃、相手方車両（DOUBLE 株式会社所有）が市道浜北灰木37号を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅55cm、長さ80cm、深さ8cm）に右側前後輪を落としタイヤ等を損傷した物損事故である。 物損事故の一部（車両修理費等）については、当該車両所有者である DOUBLE 株式会社と和解するもの。			
負担割合		浜松市60% 相手方40%			
対 策		令和6年4月 復旧工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
41	令和6年 9月27日	和 解 385,546円	浜松市天竜区 二俣町二俣 A氏	令和4年 4月3日	浜松市天竜区 二俣町二俣77番地 の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後3時20分頃、相手方車両が市道天竜旭町阿蔵線を南進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅60cm、長さ60cm、深さ8cm）に右側前輪を落とし、ホイールや走行システムを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和4年4月 復旧工事完了。</p>				
42	令和6年 10月9日	和 解 74,471円	浜松市中央区 上石田町1016番地の1 株式会社エスライン ギフ 浜松支店長 今尾和都	令和6年 3月12日	浜松市浜名区 三ヶ日町鶴代4番地 の4地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後2時00分頃、相手方車両が国道301号を南進中、路肩のカーブミラーが強風により倒れ、フロントバンパーを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年3月 復旧工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
43	令和6年 10月9日	和 解 23,641円	浜松市中央区 泉四丁目 B氏	令和6年 3月30日	浜松市天竜区 横川2777番地の3 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前11時12分頃、相手方車両が国道362号を南進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅60cm、長さ60cm、深さ9cm）に左前輪を落とし、タイヤとハブベアリングを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市60% 相手方40%</p> <p>対 策 令和6年3月 仮復旧工事完了。 令和6年5月 本復旧工事完了。</p>				
44	令和6年 10月18日	和 解 2,386,532円	浜松市中央区 伊左地町 C氏	令和6年 3月11日	浜松市中央区 佐鳴台四丁目3番18 号地先 物損事故
	<p>事故の状況 市道根上り松佐鳴湖線の街路樹の根が宅内配管に進入し排水不良を起こした物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年7月 原因となった街路樹の伐採工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
45	令和6年 10月18日	和 解 20,651円	湖西市大知波 D氏	令和6年 3月26日	浜松市中央区 篠原町26098番地の 1地先 物損事故
<p>事故の状況 午後9時00分頃、相手方車両が市道新橋坪井線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅60cm、長さ90cm、深さ8cm）に右側前輪を落とし、タイヤを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市60% 相手方40%</p> <p>対 策 令和6年3月 仮復旧工事完了。 令和6年6月 本復旧工事完了。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
46	令和6年 9月27日	和 解 495,000円	浜松市中央区 上石田町1817番地の1 株式会社英和エネル ギー 代表取締役 鈴木 陽介	令和5年 6月28日	浜松市中央区 大平台四丁目2番10 号 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後4時30分頃、ガソリンスタンドにおいて、給油のため、4tダンプ車の荷台側面のコボレーン（飛散防止装置）を作動させたところ、コボレーンとガソリンスタンド設置の防犯カメラが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員に対し、特殊車両の運行前は、運行前点検に加え装備機器類の確認、運行マニュアルに従った安全確認を徹底するよう注意喚起を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
47	令和6年 10月2日	和 解 28,000円	湖西市新居町 内山 E氏	令和6年 8月14日	浜松市中央区 半田町1505番地 地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時20分頃、半田町地内にて塵芥車で連絡ごみを回収するため、左側後部からの同乗職員の誘導に従い後進したところ、塵芥車右側後部が相手側所有の民家ブロック塀に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行った。また、課員に対し、事故防止の注意喚起をするとともに、個別面談を行い同乗職員と周囲の確認を徹底するなどの運転の基本を励行するよう指導した。また、危険箇所、狭隘道路等について、受付システムを活用して情報共有することとした。</p>				
48	令和6年 10月16日	和 解 106,590円	浜松市中央区 相生町14番地の10 静岡県警察 浜松東警察署長 藤浦 学	令和6年 9月12日	浜松市中央区 本郷町1304番地の5 地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時15分頃、連絡ごみ回収のため4 t 塵芥車にて本郷町内を走行中、停車のため車両を右側に寄せた後に後退させたところ、車両の後部が道路標識の支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした運転手及び同乗者へ、車両周辺の安全確認の徹底や降車して車両誘導すること等の指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
49	令和6年 10月16日	和 解 315,506円	浜松市中央区 曳馬町 F氏	令和6年 7月30日	浜松市中央区 田尻町120番地の1 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時20分頃、すずかけセントラル病院の駐車場内において、公用車から降りようと運転席ドアを開けた際、強風にあおられて、右隣に駐車していた相手方車両の助手席側後部ドアに公用車のドアが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へは嚴重注意をするとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起をした。今回の事故により、今までの標語を取り外し、新たに車中八策を執務室に掲示した。</p>				
50	令和6年 10月18日	和 解 22,000円	浜松市中央区 助信町4番6号 株式会社ミサワホー ム静岡 代表取締役 社長執行役員 榎本裕二	令和6年 8月30日	浜松市浜名区 貴布祢 201 番地の 9 地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後 2 時 00 分頃、公用車が家屋調査の訪問先駐車場から左折にて発進した際、同車の左側面が相手方所有の化粧ブロックに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員には、運転中は広い視野を持って周囲に目を配ること、乗車の前にも必ず車周囲の安全確認を行い、発車時に死角となりそうな箇所には特に注意を払うよう指導した。また、課内において、運転中の安全確認を徹底し、見込み運転などは絶対にしないよう注意喚起した。</p>				

